

(1) 支出に関する事務

適正な契約手続きに基づき支出を行うべきもの

工事，製造その他の請負契約の締結に際しては，助役以下専決規程等の定めに従い，一定の事項について，当該部局課において契約に係る事務を行うことになっているが，それ以外は，行財政局財政部経理課において事務を行うことになっている。

今回，相当規模の一体的な業務を行うにあたり，本来であれば当該課では契約事務を行えないにもかかわらず，業務を分割して契約を締結し，代金を支出している事例が見受けられた。

（庶務課，東部都市整備課）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

レイアウト内容，修繕内容を早急に確定するなど，事務手続きを速やかに行うとともに，適正な契約手続きに基づき執行するよう，改善の措置を講じた。

適切な時期に前渡金の支出及び用務を行うべきもの

旅費その他特定の経費については，前渡金払が認められているところであるが，現金が必要となる時期を考慮して支出手続を行うとともに，交付を受けた現金の保管には万全を期す必要がある。

ところが，前渡金の支出手続を行った後，相当の間，手元に現金を保管していた事例が見受けられた。

（計画課）

現金の紛失等の事態を生じさせるおそれもあるため，前渡金は適切な時期に支出するとともに，早急に用務を果たすべきである。

措置内容

前渡金は適切な時期に支出し，速やかに用務を果たし精算報告を行うよう改善の措置を講じた。